

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成24年1月31日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆「退職給付会計（ステップ1）」（日本基準）の適用時期等について◆

平成24年1月30日に開催された退職給付専門委員会（企業会計基準委員会）において、「退職給付会計（ステップ1）」（日本基準）の適用時期及び単体財務諸表の取扱いについて事務局案が示されました。

1. 適用時期

① 未認識項目の一括負債計上

<強制適用>

検討の方向性 (今回の提案)	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末(平成26年3月31日)から
-------------------	---------------------------------------

参考

公開草案	平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末(平成24年3月31日)から
平成23年6月の方向性	平成24年4月1日以後開始する事業年度の年度末(平成25年3月31日)から ※その他の案として「平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首(平成24年6月第1四半期)から」

<早期適用>

検討の方向性 (今回の提案)	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首(平成25年6月第1四半期)から
-------------------	--

(以下次頁)



参考

公開草案	平成 23 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末から
平成 23 年 6 月の方向性	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 24 年 6 月第 1 四半期）から ※その他の案として「平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末から」

② 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

<強制適用>

検討の方向性 （今回の提案）	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 26 年 6 月第 1 四半期）から
-------------------	--

参考

公開草案	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 24 年 6 月第 1 四半期）から
平成 23 年 6 月の方向性	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 25 年 6 月第 1 四半期）から。 ただし、当該期からの適用が困難と認められる会社については所定の注記を条件に、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 26 年 6 月第 1 四半期）から ※その他の案として「平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 26 年 6 月第 1 四半期）から」

<早期適用>

検討の方向性 （今回の提案）	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 25 年 6 月第 1 四半期）から
-------------------	--

参考

公開草案	平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から
平成 23 年 6 月の方向性	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（平成 24 年 6 月第 1 四半期）から ※その他の案として「早期適用を認めない」等

<給付算定式基準の選択>

改正前基準で期間定額基準を採用した場合であっても、退職給付債務及び勤務費用の計算に係る内容の適用初年度（早期適用を含む）の期首において、給付算定式基準を選択できる。また、過去の期間の財務諸表に対して遡及処理はしない。

なお、適用初年度の翌年度以降において正当な理由により退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合には、会計方針の変更として扱い、原則として遡及適用することとなる。

（以下次頁）



③ 注記の拡充

<強制適用>

検討の方向性 (今回の提案)	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末(平成 26 年 3 月 31 日) から
-------------------	--

参考

公開草案	平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末(平成 24 年 3 月 31 日) から
平成 23 年 6 月 の方向性	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末(平成 25 年 3 月 31 日) から

2. 単体財務諸表の取扱い

①未認識項目の負債計上に関する事項

- (1) 単体財務諸表における一括負債計上の容認について
 - ・案 1：単体財務諸表上、一括負債計上の処理を設けない(基準化しない)。
 - ・案 2：単体財務諸表上、連結に準じて一括負債計上できる扱いを設ける。
- (2) 単体財務諸表における追加開示について
 - ・案 1：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。
 - ・案 2：異なる処理をしている旨及び仮に一括負債計上した場合の金額情報を注記する。

② 上記以外の退職給付(ステップ 1)に関する論点

公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、連結・単体ともに改正する方向で検討を行うことが提案された。以下は主な項目。

- (1) 退職給付債務の計算等
 - ・退職給付見込額の期間帰属(期間定額基準と給付算定式基準の選択適用)
 - ・割引率(給付見込期間ごとの複数の割引率又は給付見込期間・金額を反映した単一加重平均割引率)
 - ・長期期待運用収益率(年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期等を考慮して設定)
- (2) 表示
 - ・科目名称(退職給付に係る負債(改正前は退職給付引当金)等)
- (3) 開示
 - ・注記開示(退職給付債務・年金資産の期中増減、年金資産の内訳項目等を拡充)
- (4) その他の論点
 - ・複数事業主制度(類似した退職給付制度を有している場合でも、一律に年金資産の額を合理的に計算できないケースに該当しないものとは見做さず、制度の内容を勘案して判断する。)

以上

